

## 阪南市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出に至る施策の強化については、国・府と連携を深めながら緊急雇用創出事業等にも取り組み、施策展開を図っているところです。

今後も、関係機関等との連携強化はもとより、様々な国の緊急雇用対策事業と本市施策との融合を図りながら、さらなる雇用・労働行政全般に対する施策強化に努めていきたいと考えております。

(商工労働観光課)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

地域就労支援事業については、市町村の自主性・創意工夫を生かした取り組みを推進しているところです。

また、一人でも多くの相談者を雇用・就労に結びつけるため、大阪府をはじめ圏域で設置されている南大阪サポートステーションや泉州南障害者就業・生活支援センター等、関係機関・各課との連携強化を図っていきます。

(商工労働観光課)

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

#### (回答)

各種労働法制については、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用し周知を図ると

ともに、商工会等関係機関と連携を図り、市内企業に対する啓発に努めていきたいと考えております。  
(商工労働観光課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

平成22年度の清掃業務委託についてプロポーザル方式(提案型)による入札を予定しているところです。評価項目については今後の検討が必要と考えております。最低賃金等については、関係法令を遵守することと契約書に定めております。総合評価制度の業種の拡大は可能な限り検討してまいります。公契約条例の制定については、国等の動向を踏まえ必要となれば検討してまいります。  
(総務課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「ワーク・ライフ・バランス憲章」等の趣旨については、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用し啓発に努めるとともに、商工会等関係機関と連携を図り、市内企業に対する周知徹底ならびに施策の充実について検討してまいりたいと考えております。  
(商工労働観光課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市における産業の集積については「阪南市企業誘致促進条例」を活用することにより「阪南

スカイタウン内特定業務用地」への情報型産業や研究開発型企業等の誘致に取り組んでおります。

また中小・地場産業との結合を深める取り組みについては、本年度より本市商工会が実施する「阪南ものづくり展」に対し財政的支援等を行っているところであり、今後とも企業間交流の促進を図っていくことにより産業の活性化の強化に努めてまいりたいと考えております。

( 商工労働観光課 )

(2) ( 新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止 )

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

( 回答 )

本市における企業誘致施策としましては、「阪南市企業誘致促進条例」を活用することにより「阪南スカイタウン内特定業務用地」への情報型産業や研究開発型企業等の誘致に取り組んでおりますが、当該制度については府の優遇税制との相乗効果が期待されることから、大阪府と連携を図りながら、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用して内外へアピールし、企業誘致活動を拡充してまいりたいと考えております。

( 商工労働観光課 )

(3) ( 官公需優先発注の推進 )

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

( 回答 )

建設工事や物品供給・役務提供等については、地元企業育成の観点から地元企業優先による競争入札を実施しているところであり、今後も引き続き地元優先で行います。

( 総務課 )

(4) ( 下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底 )

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

( 回答 )

中小企業の公正取引の確立に向けた下請二法・下請ガイドライン等のPRについては、窓口・広報誌・ホームページ等の様々な媒体を活用し周知を図るとともに、商工会等関係機関と連携を図り市内企業に対する啓発に努めてまいります。

( 商工労働観光課 )

### 3. 行財政改革施策

#### (1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

#### (回答)

行財政改革については、平成18年10月に策定した「第2次阪南市財政再建実施計画」に基づき、将来の世代に過度の負担を残さずに市民ニーズに柔軟に対応できる、持続可能な行財政運営システムの構築をめざし、具体的な取り組みと数値目標を掲げ取り組んでいるところです。また、取り組みについては、住民に理解を深めてもらうため、進行管理シートや取り組みの効果額など適宜情報公開に努めているところです。 (財政課)

#### (2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

#### (回答)

近年、市民の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民の自発的な社会参画の機運の高まりとともに、市内では多くのボランティア団体やNPOが精力的に活動を展開されています。本市では「市民の声提言制度」や「パブリックコメント制度」を設けて、こうした市民や市民公益活動団体（ボランティア団体・NPO等）からいただいたご意見等を市政に反映させるべく市民参画型行政の推進に努めているところです。

今後におきましても、市民や市民公益活動団体とのさらなる連携強化に努めながら、新たな協働システムの構築に向けた調査研究に取り組み、市民協働の行政運営の推進を図ってまいりたいと考えております。 (市民活動支援課)

#### (3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

大阪府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン」において、住民に身近な公共サービスは基礎自治体である市町村が担うべきという「市町村優先の徹底」の考え方が示され、これまで権限移譲に向け府と協議を進めておりますが、移譲に際しては、本市の自治体規模や財政力等の実情に十分配慮しつつ、対象事務等の移譲計画策定について引き続き協議調整を進めてまいります。

また、これまでの府による広域的・総合的な行政サービスから、地域により密着した地元自治体による住民視点での地域ニーズや実情に応じた身近な行政サービスの展開が図れるよう、権限移譲を推進してまいります。  
(政策推進課)

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

権限移譲に際しては、より効果的・効率的な行政運営を図るため、住民に身近な行政サービスと広域的・総合的な行政サービスについて、大阪府との適切な役割分担のもと権限移譲を推進するとともに、移譲後においても、府と本市においてそれぞれが重複した事業等を実施することがないように適宜検証等を進めてまいります。  
(政策推進課)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、大阪府市長会の活動を中心に大阪府とも連携を進めつつ、あらゆる機会を捉え国に対して提言・要望を行ってまいります。

(財政課)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価については、限られた予算のなかで効率的な行財政運営を行うため、平成14年4月に「事務事業評価システム」を導入し、市が実施する事務事業の必要性や効果を市民からも分かりやすい客観的な指標により評価してきております。今後とも引き続き本システムに基づき行政評価を行ってまいりたいと考えております。

なお、外部評価システムについては、平成21年7月に施行した「阪南市自治基本条例」の理念

も踏まえ、現在策定している新総合計画の業績を評価する仕組みのなかで検討してまいります。  
( 財政課 )

#### 4 . 福祉 ・ 医療施策

##### (1) ( 二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策 )

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

( 回答 )

医療従事者の離職防止施策につきましては、持続可能な病院運営と地域医療を守るため、今後  
も研究・検討してまいります。  
( 市立病院 )

##### (2) ( 福祉人材確保の強化 )

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

( 回答 )

国は平成21年度補正予算において介護職員処遇改善交付金を設け、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより介護職員の処遇改善を進めていくこととしています。

この交付金は、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるような取り組みや教育・研修の充実などを一定要件に追加することとしています。事業者には大阪府が説明会を開催し周知しているところです。本市においても、国や府からの情報提供等を適宜ホームページ等で周知していますが、事業者連絡会等を通して支援してまいります。  
( 介護保険課 )

##### (3) ( 利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充 )

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

( 回答 )

地域生活支援事業のなかで、特に移動支援事業のご利用者で非課税世帯に属するの方々について

は、負担限度額を2,000円または4,000円に設定しこれまで事業実施を行ってまいりましたが、平成21年度からは維新プログラムにより移動支援事業に係る補助金が廃止されるなど、財源不足のなかで限度額維持に努めていますのでご理解お願い申し上げます。また、コミュニケーション支援事業・相談支援事業や地域活動支援センターについても、利用者の声を聴きながら引き続き丁寧なサービスの提供に努めてまいります。（市民福祉課）

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルス対策については、専門医療機関や保健所及び関係機関と連携を図り、個別のこころの健康や悩み相談に随時対応するとともに、うつ病予防や自殺予防に関する広報・啓発も行ってあります。また、平成22年度は自殺予防講演会を開催し、市民一人ひとりが自殺予防のために「気づき」「つなぎ」「見守り」ができるような啓発活動に取り組む予定です。さらに、現在実施している健康づくりに関する取り組みと同様に、中小企業に対してもメンタルヘルス対策施策を推進してまいります。（健康増進課）

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

次世代育成支援の目的から、親が子育ての責任を果たし、安心して健康に子どもを産み育てられ、豊かな子育てが保障されるために、地域社会の支え合いや行政サービス、さらに事業所の雇用条件などの改善が求められており、「阪南市次世代育成支援対策地域行動計画」においてもその必要性が挙げられています。

また、多様化する保育ニーズについても公立保育所をはじめ私立保育園の活力を活用し、待機児童解消に取り組んでいます。

平成20年度から実施主体を民間保育園から公立保育所内に移行した子育て支援センターにつ

いても、親子教室をはじめ各種講座等を実施しており、さらに関係機関及び地域の子育て支援団体・ボランティア団体等と連携をし、ネットワークづくりを通して子育て支援の充実を図るとともに、さらなる推進に取り組んでまいります。(こども家庭課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

子どもの安心・安全対策については、平成17年度から大阪府の補助金を活用し、学校の正門にスクールサポーターを配置し来校者等の確認を行うなど子どもの安全確保に努めてきたところですが、府補助金が今年度交付金化され、平成22年度での廃止が示されております。しかしながら、現在の殺伐とした社会状況から、子どもの安全確保を図ることは必要不可欠であると考えており、交付金の平成22年度での廃止を見極めながら、現事業の継続も含め、より効果的な方策を検討してまいりたいと考えております。(教育総務課)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校第1学年・第2学年での35人学級編制、さらに他学年への拡充も視野に入れつつ、個に応じた指導を一層推進していきます。

また、子どもたちが将来の職業や生き方について夢をもてるよう、小学校低・中学年では係活動・当番活動の充実や地域学習、小学校高学年や中学校では職業体験学習など、児童生徒の発達段階や学校や地域の実態を踏まえたカリキュラムのもと、学びを深めてまいります。

(学校教育課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

昨今の社会情勢により子どもの貧困化が叫ばれるなか、学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、教

育の機会均等が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。また、市長会をはじめ関係機関と連携をとりながら、国に要望してまいります。  
(教育総務課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童虐待防止に対する対応及び早期発見・早期対応については、「阪南市児童虐待防止ネットワーク」を中心に、関係団体をはじめ広く市民の皆さんの協力を得るとともに、大阪府岸和田子ども家庭センターと連携を図り相談体制の充実と虐待防止に取り組むなど、機能強化を図っております。  
(こども家庭課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

平成21年11月に、阪南市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援対策担当者会議において、被害者の保護及び支援の庁内体制構築を目的とした「DVマニュアル」を作成し全庁配布を行いました。今後は、このDVマニュアルを基に、庁内だけでなく関係機関や医療機関への普及啓発及び連携を推進するよう取り組んでまいります。  
(企画課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

平成19年3月に策定された「阪南市男女共同参画プラン」に基づき、各課より選出された委員からなる推進委員会で毎年推進計画を作成し推進を図るとともに、その進捗状況については外部委員による推進会議に報告することにより進行管理に努め、推進計画に推進会議の意見を反映し、昨年度より改善された計画を作成しております。

また、男女共同参画課長会議等に参加することにより大阪府との連携・協力を一層進めながら推進計画に取り組んでまいります。  
(企画課)

## 6 . 環境・街づくり・平和人権施策

### (1) ( 温室効果ガス排出量削減施策の充実 )

#### 【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状（達成状況）を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

### ( 回答 )

阪南市地球温暖化対策推進委員会及び推進員連絡会において、「温暖化対策推進実行計画」の点検・見直しや取り組みの達成状況の評価を行い、現状と環境問題を認識しつつ、温室効果ガス削減の目標達成に向けた施策の強化に鋭意努めているところです。また、広報誌での特集掲載やパネル展示・ポスター掲示等により、大阪府地球温暖化防止活動推進員の協力を得ながら温暖化対策の啓発活動を実施しております。

産業・運輸・民生各部門が一体となった区域施策については、温室ガス排出量の「目標設定」が必要であり、地域における温室効果ガス排出量の現況を把握しなければなりません。環境省による市区町村に求められる精度としては、可能な範囲でより実態を反映させる形で現況推計を行うことが望まれており、本市としては、現段階において区域施策を策定する状況には至っておりません。今後、国の動向も踏まえ、区域施策につきましても検討を行っていくとともに、日常生活においてより実効性のある身近な取り組みや地域の特性に応じた施策を推進してまいりたいと考えております。

（生活環境課）

### (2) ( 3 Rの推進とリサイクル率の向上 )

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率（10.6%）を早期に全国平均並み（19.6%）にするために、各自治体でも施策を強化すること。

### ( 回答 )

本市におきましては、リサイクル率の向上を図るため、平成17年度より、可燃ごみ、粗大ごみ（不燃ごみ）空缶・空瓶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、段ボール、その他雑紙、廃乾電池の品目別収集を実施し、平成19年度より資源ごみの収集回数を増やすとともに、新たに古着・古布を資源物として回収しています。

また、平成20年度より可燃ごみと粗大ごみ（不燃ごみ）の有料化を実施し、市民理解のもとごみの分別が進み、可燃ごみの減量と資源ごみの増量が図られているところです。リサイクル率につきましても平成18年度16.2%、平成19年度17.4%、平成20年度については19.9%の見込みとなっており、大きく大阪府平均のリサイクル率（10.6%）を上回っているところです。

食料廃棄物の削減につきましては、従前よりコンポストの無償貸し出しや生ごみ処理機器購入

費補助事業を実施しているところです。廃食油の再利用についても、市の指定管理者が行っている障害者通所授産施設においてバイオディーゼル燃料の取り組みを行っているところです。

今後についても、市民の皆さんの理解を得ながらより一層分別収集に取り組み、循環型社会の構築に努めてまいります。  
(資源対策課)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市「地域防災計画」に基づき、大規模災害に対する備えを強化するため、計画的に食糧備蓄の整備や地域の自主防災組織による防災訓練、避難場所を明記した防災マップの配布、助成制度を活用した避難場所への誘導標識の設置、避難場所の確保、緊急医療体制の確保など、災害予防対策・災害応急対策及び災害復旧対策等に総合的かつ計画的に取り組んでいるところです。

また、土石流対策については、府が行う土石流対策事業に対して市は事業遂行の促進に協力しています。土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するために、点検及び避難体制の確立を図ってまいります。

河川改修については、府の管理する2級河川は府が整備計画に基づき改修を進め、市の管理する準用河川・普通河川の改修についても、豪雨時の破堤や溢水等による氾濫による災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、水害予防対策の推進に努めてまいります。

海岸整備については、市は、人家等の被害等を及ぼす恐れがある箇所については、府が実施する海岸地域を高潮及び津波から防護するための整備事業に協力し、災害防止工事の促進を図ってまいります。  
(危機管理課・建設課・管理課)

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

小中学校の耐震化については、平成21・22年度の2ヶ年で耐震診断を実施し、その調査結果に基づき、構造耐震指標であるI<sub>s</sub>値が0.3未満の建物については耐震診断の翌年度に耐震補強工事を実施し、0.3以上の建物についてはその後順次計画的に耐震補強工事を行うこととしています。

また、住宅・建築物の耐震化の促進については、本市「耐震改修促進計画」に基づき既存民間建築物耐震診断補助制度を創設し、耐震化の促進に努めているところであり、その周知につきましては広報や自治会の回覧などで実施しているところです。  
(教育総務課・危機管理課)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市では、「安心・安全な生活」を確保するため、市民部・生涯学習部・教育委員会・保健福祉部にて青色防犯パトロールを実施しているほか、阪南市安全なまちづくり推進協議会により、市役所各部課が連携し防犯対策に取り組んでいるところです。また、平成21年1月からは、泉南警察主導の「泉南警察署治安総合対策連絡会」により、市民の誰もが、毎日を安心して過ごすことができる安全なまちを実現するため、警察と自治体が連携し、地域の防犯対策に取り組んでいるところです。

子どもたちの登下校時の安全対策については、学校等の安全は地域で守るという意識の高揚やボランティアの育成といった観点から、社会福祉協議会を活用した「スクールサポーターの配置」や各小学校区のボランティアによる「子どもの安全見守り隊」「青色回転灯パトロール」「こども110番」「スクールガードリーダー事業」等に取り組んでいるところです。今後も地域の協力のもと、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。（生活環境課・教育総務課）

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

バリアフリー化につきましては、平成14年10月に「阪南市交通バリアフリー基本構想」を策定し、本市鳥取ノ荘駅及び周辺地区において重点整備地区として整備促進を図ることとしております。本市の厳しい財政事情により事業が促進しないところもありますが、できる限り早期改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共交通網の整備として、平成15年2月より本市域のほぼ全域にわたりコミュニティバスの運行を開始しております。これにより、鉄道駅や市立病院などの主要施設と市内の住宅団地などを結ぶ公共交通網の確保ができ、特に、高齢者などの交通弱者となる立場の方にとって、日

常生活における利便性の向上を図ることができました。

また、公共交通機関の利用促進においては、一人でもできる地球温暖化問題への取り組みという観点からモビリティマネジメント（MM）を通し、一人でも多くの市民の皆さんに主たる移動手段を環境負荷の高い自動車から公共交通（バス・電車）あるいは自転車に転換していただくことを推進しています。今後も、公共交通網の確保と利便性の向上を図り、より多くの方に公共交通機関を利用していただけるように推進してまいりたいと考えております。（都市整備課）

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

21世紀は「人権の世紀」といわれているにもかかわらず、部落差別をはじめ女性・子ども・障がい者・高齢者などに対する人権侵害が後を絶ちません。特に近年のインターネット普及により、ネット上での無責任で悪質な差別書き込みや誹謗中傷の書き込みが野放しとなっています。

このような人権侵害による被害者の救済に関する施策については、真に独立性・専門性・実効性を備えた人権救済機関・救済制度の確立を図るために、早期の法律制定が求められています。

本市としまして、今後も大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会と連携しながら、法律制定に向け国に働きかけていくとともに、本市の「阪南市人権擁護に関する条例」に基づき、あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現に向け、様々な人権啓発活動を推進してまいりたいと考えております。（人権推進課）

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年7～8月頃に市役所玄関ロビーにて非核平和パネル展を開催するとともに、街頭啓発活動として、ティッシュ配りを行っております。今後も平和の大切さについて考える契機を提供し、啓発に努めてまいります。（市民の声をきく課）